

# 熊本県公報

第13091号  
令和3年(2021年)  
12月28日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

- 告 示**
- 漁船保険付保義務の消滅（小島加入区外1加入区）……………（団体支援課） 1
  - 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（水俣市加入区外1加入区）……………（ 〃 ） 1
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………（障がい者支援課） 2
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止……………（ 〃 ） 2
  - 特定水産資源「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」に関する令和4年度管理年度の知事管理漁獲可能量の決定……………（水産振興課） 2
- 公 告**
- 令和3年度（2021年度）「首都圏等における“熊本地震からの復興プロモーション”」業務委託に係る相手方の決定・（広報グループ） 3
  - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（建築課） 3
  - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 3
  - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 3
- 登 載 依 頼**
- 令和3年度（2021年度）第2回熊本県行政文書等管理委員会開催……………（県政情報文書課） 4

## 告 示

### 熊本県告示第1043号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成29年（2017年）12月26日熊本県告示第1121号で公示した小島加入区及び牛深町加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和3年（2021年）12月25日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年（2021年）12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県告示第1044号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、令和3年（2021年）12月28日から令和4年（2022年）1月11日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和3年（2021年）12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第1項 の申出をする漁業協 同組合	縦覧場所
水俣市 加入区	水俣市明神町1番13号 前田 和昭 水俣市袋2708番地 中村 幸充 水俣市大迫1218番地 諫山 康憲	水俣市漁業協同組合	水俣市漁 業協同組 合
登立加	上天草市大矢野町登立6448番地9	天草漁業協同組合	天草漁業

入区	緒方 栄 上天草市大矢野町登立4493番地1 毛利 隆義 上天草市大矢野町登立12933番地1 山下 サダメ		協同組合
----	--	--	------

**熊本県告示第1045号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年（2021年）12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
宇城ランド 宇城市松橋町久具358-14うきうきビル1F	NPO法人 あいランド 宇城市三角町三角浦1160-179 濱田 真和	就労継続支援B型	令和4年（2022年）1月4日

**熊本県告示第1046号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年（2021年）12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ぷりん 宇城市松橋町豊崎1187-4	株式会社 ごーど 宇城市松橋町豊崎1187-4 高山 奈津代	就労継続支援B型	令和3年（2021年）12月28日

**熊本県告示第1047号**

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度（令和4年（2022年）1月1日から令和4年（2022年）12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により、公表する。

令和3年（2021年）12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 まあじ

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県まあじ知事管理区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県まいわし知事管理区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

## 公 告

## 熊本県公告第905号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年（2021年）12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
令和3年度（2021年度）「首都圏等における“熊本地震からの復興プロモーション”」業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県知事公室広報グループ  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年（2021年）10月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社電通九州熊本支社  
熊本市中央区花畑町10-34熊本花畑ビル
- 5 随意契約に係る契約金額  
32,995,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,999,545円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

## 熊本県公告第906号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字蛙石1881番2、同1881番3、同1881番7、同1884番1及び同1884番5  
591.79平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市北区津浦町32番2号  
银杏開発株式会社

## 熊本県公告第907号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字上野1462番13及び同1462番14  
231.75平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市北区兎谷二丁目2番28号 メゾンド池田1201  
坂本 龍也

## 熊本県公告第908号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町沖野二丁目5800番地21  
1,103.69平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字津久礼76番地3

株式会社ジョイント

登載依頼

熊本県行政文書等管理委員会公告第2号

令和3年度(2021年度)第2回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。  
令和3年(2021年)12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時  
令和4年(2022年)1月12日(水)  
午後1時から(1時間30分程度)
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室  
委員はオンラインによる参加のため会場は事務局のみ
- 3 議題
  - (1) 行政文書の廃棄に関する意見聴取について
  - (2) 廃棄保留文書の再整理について
  - (3) 熊本県行政文書管理規程等の一部改正について 等
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
  - (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
  - (4) 新型コロナウイルス感染症感染防止のため、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある場合、及び、手指の消毒やマスクの着用など、適切な感染防止策を講じない場合は、会場に入ることができない。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課(電話096-333-2061)